

津波のためフォークリフト技能講習修了証が流出した場合の対応について 登録教習機関が保有する修了者データの保存についても災害に備えることが重要

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて参考通知—

総務省東北管区行政評価局は、当局及び管内行政評価事務所が受け付けた国の行政に関する苦情・要望等のうち、相談者の利益と公共の利益の調整が必要なもの、制度改正しなければ解決が図られないものなどについて、行政苦情救済推進会議に付議している。

本行政相談は、「フォークリフト運転に必要な技能講習修了証が津波で流出し、困っている」という内容であったが、申出人のデータは宮城労働局の調査により発見され、個別事案としては解決している。しかし、今後、大規模地震等が発生し、登録教習機関（以下「教習機関」という。）のデータ自体が被害を受けることも予想される。

このようなことから、今後の対応について検討する必要があると考え、行政苦情救済推進会議に諮った。本件は、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、宮城労働局に対し、教習機関が保有する修了者データの保存について、災害時等を想定した場合、次の事項を行っていくことが重要との参考通知を行ったものである。

- 修了者データを災害時等に備えて、適切に保存することが重要である旨の注意喚起（データ保管場所の再検討等）
- 指定保存交付機関（厚生労働省の指定を受け、教習機関から修了者データの移管及び写しの提供を受ける民間機関）への修了者データの移管及び情報提供制度の活用についての働きかけ（データの移管及び情報提供の実施は災害時等に備える効果もあること等）

行政苦情救済推進会議（斉藤睦男座長：仙台弁護士会弁護士）は、民間有識者の意見を反映させることにより、行政苦情救済推進活動の公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政を推進することを目的に開催している。

実はここにも



総務省

＜本件照会先＞

総務省東北管区行政評価局
首席行政相談官室

馬場秀生、中田敏

電話：022(262)7840

行政相談の要旨

東日本大震災の津波のため、フォークリフト技能講習修了証(以下「修了証」という。)が流出してしまった。修了証がなければ、フォークリフトの運転ができない。どこで技能講習を受けたか思い出せない。何とか、修了証が再交付されるよう取り図らしてほしい。

当局の対応（調査結果等）

- ① フォークリフトの運転資格 ⇒ 技能講習を受講し、修了証の交付を受けることが必要
フォークリフトを運転する時 ⇒ 修了証の携帯義務
- ② 修了証を喪失し、再交付を求める場合 ⇒ 修了者データを記載した帳簿保存義務(永久)が教習機関(添付資料1)に課されているため、修了者が、受講した教習機関に申請する必要
そのため、基本的には、本人が、どの教習機関で受講したかを、複数の教習機関に問い合わせる等によって、特定する必要(労働局はデータを保有しないシステム)
- ③ 教習機関が自らが保有する修了者データ ⇒ 厚生労働省が指定する指定保存交付機関(添付資料2)に移管等を行うことも可能(教習機関の帳簿保存義務(永久)を軽減する等のための制度であり、労働局により、指定機関名等の周知が行われている。)

※ 今回、当局の照会を受けた宮城労働局は、被災者支援の観点から、管内の複数の教習機関にそれぞれ個別に順次確認する等して、教習機関を特定し申出人に回答しており、個別の相談事案としては、解決済みである。
特定が可能となったのは、教習機関等において、修了者データが保存されていたことによるものである。

しかし、当局が宮城県内の7教習機関における修了者データ保存状況を調査した結果、

- ① 津波により、教習機関自体が被災した事例も発生している。中には、バックアップのない修了者データが流出した事例も発生している。
- ② 修了者データの正本とバックアップを別の場所に保管する等の措置については、7教習機関のうち、3教習機関が未実施(同一室に保管)
- ③ 指定保存交付機関への修了者データ移管等についても、7教習機関のうち、3教習機関が未実施

検討の視点

今後、今回と同様の大規模地震等が発生した際に、データ消失等により確認が困難となり、修了証の再交付が困難となる事態の発生も予想される。こうした事態を未然に防止するため、災害発生時を想定した今後の対応策について検討する必要があるのではないか。

行政苦情救済推進会議の意見

災害時等を想定した修了者データの保存のあり方について検討した結果、行政苦情救済推進会議において次の意見が出された。

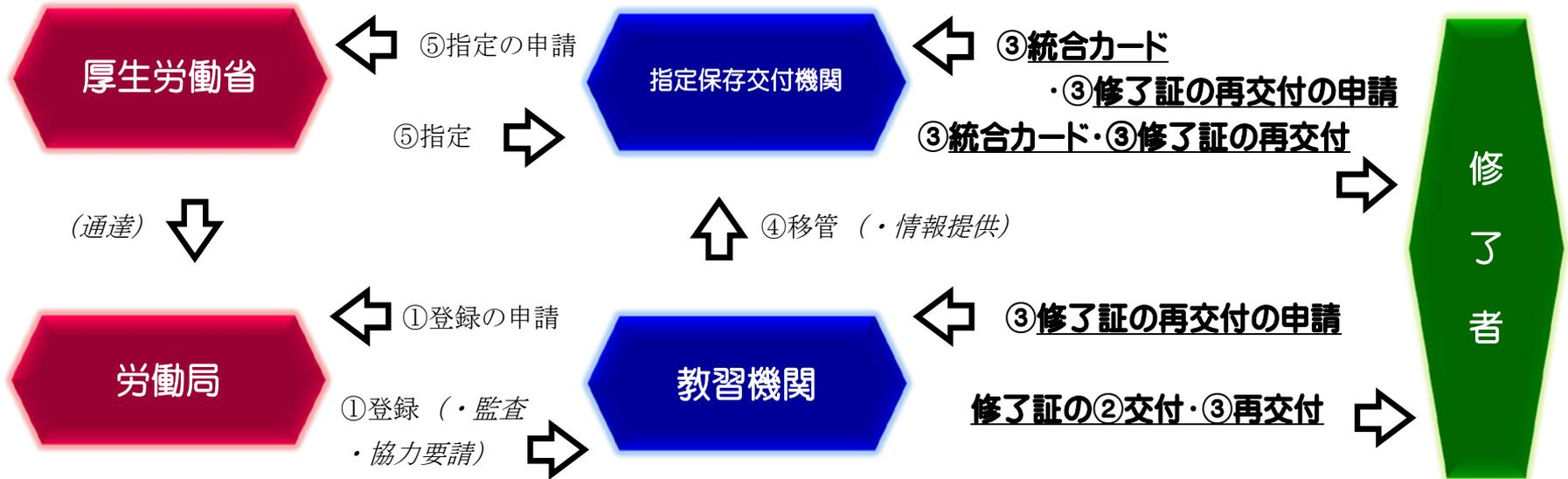
- ① 教習機関は、登録を受けた公的な存在である。修了者データは、公的資格証明の原簿となることから、その重要性は高い。**(労働局はデータを保有しないシステム)**
教習機関に修了者データを「保存」する義務があることを考慮すれば、修了者データが消失しないようバックアップを取ることが必要である。**(法令明文では、帳簿(紙)を保存する義務のみ)**
- ② 教習機関は、指定保存交付機関へ修了者データの移管又は情報提供を行うのみでなく、自ら、災害時等においても、修了者データが消失しないよう、それを適切に保存する必要がある。**(単に保存するのみでなく、災害時等を想定した備えも必要)**
- ③ 指定保存交付機関への修了者データの移管及び情報提供は、災害時等における修了者データの消失を防止するための方策として有効と考えられる。**(移管・情報提供は義務ではないが、災害への備えとして有効)**

参考通知内容

上記①～③について、労働局が、教習機関に対し、引き続き、機会を捉えて、注意喚起並びに働きかけを行っていくことが重要である。

宮城労働局
平成25年3月8日

資料1 技能講習に係るしくみ



教習機関

労働安全衛生法に基づき、労働局の管轄区域ごとに登録されており、技能講習を実施し、技能講習修了証の交付及び再交付を行っている。また、技能講習を行った教習機関には、帳簿の保存義務が課されている。

指定保存交付機関

教習機関から引き渡された帳簿の保存及び教習機関が業務を廃止した場合等の技能講習修了証の交付の実施者となる機関(現在は富士通株)

労働安全衛生法

第六十一条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けたもの又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2

前項の規定により**当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行ってはならない。**

3

第一項の規定により当該業務につくことができる者は、**当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。**

第七十七条（登録教習機関）

第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2

都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

労働安全衛生規則

第八十一条(技能講習修了証の交付)

技能講習を行った登録教習機関は、当該講習を修了した者に対し、遅滞なく、技能講習修了証(様式第十七号)を交付しなければならない。

第八十二条(技能講習修了証の再交付等)

技能講習修了証の交付を受けた者で、当該技能講習に係る業務に現に就いているもの又は就こうとするものは、これを**滅失し、又は損傷したとき**は、第三項に規定する場合を除き、技能講習修了証再交付申込書(様式第十八号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、**技能講習修了証の再交付を受けなければならない**。

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令

第二十四条(帳簿の作成と保存)

登録教習機関は、技能講習又は教習を行つたときは、技能講習又は教習の修了者の氏名、生年月日、本籍地、修了年月日及び修了証番号を記載した**帳簿を備え、技能講習にあつては登録に係る業務の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)**に至るまで、教習にあつては記載の日から二年間**保存しなければならない**。ただし、技能講習に係る帳簿にあつては、当該帳簿を三年間保存した後において、第二十五条の三の二の指定を受けた機関に引き渡すときは、この限りでない。